

仕様書

- 1 委託業務名
令和8年度“ひろしま活力農業”経営者育成事業施設整備業務
- 2 履行場所
広島市佐伯区湯来町大字麦谷字森
詳細は別紙位置図等による。
- 3 委託期間
契約締結日から令和9年2月28日まで
- 4 業務内容
ハウス等施設整備（森地区）
詳細は別紙資材等規格表、ハウス配置図、断面図・詳細図、灌水チューブ参考図、詳細参考図による。
- 5 遵守事項
 - (1) 業務を履行するに当たり、関係法令を遵守し、本契約における業務を誠実、適切に行うこと。また、本業務の履行に当たっては、全国農業協同組合連合会西日本広域施設農住事業所（以下「全農」という。）に本業務の整備計画の策定、進捗管理、定期工程会議の開催、竣工検査等を委託しているため、全農職員の指示に従うこと。
 - (2) 受注者は、本補助事業の予算規模、業務の対象範囲及び作業期間や申請の多寡等を考慮して、業務が適正かつ効率的に行える体制及び要員の調整等を行うものとする。
 - (3) 本契約における現場管理を行う責任者（以下「現場責任者」という。）を配置し、契約締結後10日以内に報告すること。また、従事者の管理については、受注者が責任を持って管理することとし、業務に支障がないよう対応すること。
 - (4) 本契約における業務に関して、発注者との調整・協議等は現場責任者が行うこと。また、定期工程会議は、現場責任者が出席すること。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (5) 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
 - (6) 本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
- 6 関係法令等
本業務は委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - (2) 公益財団法人広島市農林水産振興センター個人情報保護規程
 - (3) 地中押し込み式パイプハウス安全構造指針（一般社団法人 日本施設園芸協会）
 - (4) その他関係法令、規則、通達等
- 7 委託業務実施計画書等の提出
 - (1) 受注者は、契約締結後、業務着手前に目的を達成するために必要な手順や管理計画等についての委託業務実施計画書を発注者に提出し、承認を得ること。
 - (2) 受注者は、使用する資材が資材等規格表の基準を満たしていることの証明書類を事前に発注者に提出し、承認を得ること。
- 8 検査
 - (1) 受注者は、ハウス等施設整備が完了したとき（全農による竣工検査後の完了検査をいう。）は、その旨を発注者に通知しなければならない。
 - (2) 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立合いの下、設置を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - (3) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。
- 9 委託業務実施報告書の提出
受注者は、本契約の業務終了後、速やかに委託業務実施報告書（出来高数量報告書、完成図面、業務実施写真、作業日報を添付）を発注者に提出すること。
- 10 その他
 - (1) 業務の詳細な事項及び業務の進め方についての協議は、発注者又は受注者いずれかの要請により、その都度行うものとする。
 - (2) 発注者と受注者が協議をした場合、受注者は遅滞なく協議録を作成の上、発注者へ提出すること。
 - (3) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、受注者に対して、相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
 - (4) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で別途協議の上、定めるものとする。
 - (5) 本仕様書及び業務委託設計数量に変更の必要が生じた場合は、双方協議の上で決定し、委託契約金額を変更するものとする。